別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表四**　日田市豆田町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	日田市豆田町一二三―一
診療所		
座敷	一棟	日田市豆田町一二三―一

○文部科学省告示第五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十八年文部科学省告示第九十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表二に、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表二**　伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	伊根町字平田七〇番地
舟屋		
主屋	一棟	伊根町字亀島八二七番地

別表五に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表五**　与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	与謝野町字加悦一〇四五番地
主屋	一棟	与謝野町字後野一三二一番地
離れ	一棟	与謝野町字後野一三二一番地
土蔵	一棟	与謝野町字加悦九九八番地

○文部科学省告示第五十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	宇陀市大宇陀上二〇二〇番地
主屋		

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表六**　湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	湯浅町大字湯浅字濱町二二五―五
主屋		
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字鍛冶町五八五―六

○文部科学省告示第五十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	小浜市小浜鹿島六七
主屋		
離れ	一棟	小浜市小浜飛鳥一〇六
主屋	一棟	小浜市小浜飛鳥八九
付属屋		
離れ	一棟	小浜市小浜飛鳥八九

○文部科学省告示第五十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第四十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　桜川市真壁伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七五―三
主屋		
高麗門	一棟	桜川市真壁町真壁字下宿町七五―三
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字高上町二一五
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字高上町二三二
主屋	一棟	桜川市真壁町真壁字大和町一九八―五九

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表一**　桜川市真壁伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	桜川市真壁町真壁字上宿町六二
土蔵		
土蔵	一棟	桜川市真壁町真壁字高上町二一七―一

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　五條市五條新町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	五條市本町二丁目九五―一
土蔵	一棟	五條市新町二丁目五二―一
主屋	一棟	五條市新町二丁目五二―一